

各 位

本社所在地 大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号
 会社名 株式会社 出前館
 代表者 代表取締役社長 藤井 英雄
 (コード番号: 2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)
 問合せ先 執行役員 ビジネスサポート本部長 宮下 淳
 TEL: 03-4500-9380
 URL: <https://corporate.demae-can.com/>

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記の通りとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）またはその他の関係会社の商号等

(2020年8月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
NAVER Corporation	親会社	—	60.8	60.8	・韓国取引所
LINE 株式会社	その他の関係会社	35.8	—	35.8	・東京証券取引所市場第一部 ・ニューヨーク証券取引所(米国)
未来 Fund 有限責任事業組合	その他の関係会社	25.0	—	25.0	該当事項はありません。

2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

LINE 株式会社(以下、「LINE」)は、当社の議決権の 35.8% (潜在株式を除く。)を保有する第1位の株主であり、未来 Fund 有限責任事業組合は、当社の議決権の 25.0% (潜在株式を除く。)を保有する第2位の株主であり、当社は、LINE、未来 Fund 有限責任事業組合それぞれの持分法適用会社であります。

また、LINE の親会社であり、未来 Fund 有限責任事業組合に 90%を出資する NAVER J. Hub 株式会社の親会社である NAVER Corporation (以下、「NAVER」) が当社の親会社に該当することになります。

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

① 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け

「出前館」は、当社グループ独自の事業であり、「LINE デリマ」は、LINE との資本提携のもとで取り組むマーケティングプラットフォーム「LINE」で提供されるもので、当社と LINE での競合関係はもともと生じていないと認識しております。なお、サービス運営上の目的から 2020 年 12 月を目途に「LINE デリマ」は「出前館」に統合する予定です。

② 親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

NAVER およびそのグループ企業、LINE およびそのグループ企業と取引を行うにあたっては、当社グループ企業以外の企業と取引を行う場合と同様、個別に交渉の上で決定しております。

(人的関係について)

当社取締役 7 名、監査役 4 名のうち、LINE (その関連会社含む。)の役職員を兼ねるものは 2 名であり、当社と兼任者 2 名との間に取引関係はありません。兼任者の氏名および当社ならびに LINE における役職

は、以下のとおりであります。

(役員の内兼任状況)

(2020年8月31日現在)

当社役職(常勤・非常勤) 氏名	兼任先名称	兼任先での役職	兼任の理由
取締役(非常勤) 舛田 淳	LINE 株式会社	取締役 CSMO	当社グループの経営について適切な意見ならびに助言を得るため
監査役(非常勤) 奇 高杆	LINE 株式会社	執行役員経理財務室長	監査体制を強化するため

このほか、当社従業員で当社グループのほか、LINE グループから出向者を受け入れておりますが、NAVER グループからの出向者はおりません。

(資金的関係について)

当社は、2020年3月26日付でLINEならびに未来 Fund 有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資を実施した結果、NAVERの子会社となり、現在も同社の連結子会社となっております。

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社がNAVER グループおよびLINE グループに属することによる事業上の制約、リスク等は特段なく、ITインフラの提供やシステム開発への協力を受けることによる効率化や、事業企画及び開発等の協業を通じた競争力強化、事業推進の加速化などのメリットを享受できる点が大きいと考えております。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社グループの経営方針および政策決定、事業展開については、独自の意思決定によって進めており、一定の独立性は保たれております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

開示すべき重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社又は当社の子会社が、当社の子会社及び関連会社以外の関連当事者との間で取引をする場合、その必要性、取引条件の妥当性等を明らかにした上で、経営会議の審議を経て取締役会の承認を得ることとしております。また、当社は、少数株主保護の観点から、社外監査役を中心とした監査役監査にて、関連当事者取引や利益相反取引のうち重要な内容、取締役会の運営状況、少数株主保護に関する方針等に照らしたうえで、取締役会に必要な提言を行うこととしております。取締役会においては、監査役会の提言を尊重し、必要な経営判断を行うこととしております。

以上